

年企発0329第1号

平成23年3月29日

地方厚生（支）局保険年金（年金）課長 殿

厚生労働省年金局

企業年金国民年金基金課長

（ 公 印 省 略 ）

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の企業年金制度等への適用について

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対しては、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号。以下「政令」という。）が別添1のとおり平成23年3月13日に公布され、同日より施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）（別添2）の規定の一部が適用されることとなったところである。

政令は、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害を法第2条第1項の特定非常災害に指定し、その被害者について、法令上の義務であって期限内に履行されなかった義務の履行に係る免責等に関して所要の措置を講ずるものである。

主な内容等は下記のとおりであるので、厚生年金基金等について、災害の影響等を十分に配慮し、企業年金制度等（厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び国民年金基金制度をいう。）について、適切な運用が図られるよう、遺漏なきを期されたい。

記

法第4条に定める法令上の義務者であって期限内に履行されなかった義務の履行に係る免責に関する措置については、以下のように取り扱われたい。

- (1) 法令に規定されている義務のうち、平成23年3月11日から平成23年6月29日までの間に履行期限が到来するものであって、特定非常災害により当該履行期限までに履行されなかったことにより、法令義務違反として、罰金等の刑事上、行政上の責任が問われる場合において、平成23年6月30日までに義務が履行されたときには、免責することとしたこと。
- (2) 法第4条第1項の「法令に規定されている」とは、法令に基づき直接課せられる義務を対象とするものであり、例えば、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第102条第1項に基づき履行期限の定められていない条項について違反の改善の措置を命じる場合のように、法令に基づく処分であって初めて具体的に履行期限を定めて義務が課せられることとなるもの等は含まないものであること。（「参考」を参照のこと）
- (3) 法第4条第1項及政令第1項によって規定される「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかった」とは、履行義務者ごとに個別に判断することとなるが、一般的には、直接・間接を問わず特定非常災害により被害を受けたか否か、すなわち、履行義務者が当該義務の履行ができなかったか否かによって判断されること。
- (4) 当該措置の対象となるのは、「行政上及び刑事上の責任」であるので、民事上の責任については免責の対象とならないものであること。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(一九)

本号で公布された
法令のあらまし

- ◇平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第一九号)(内閣府本府)
- 1 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定することとした。
- 2 当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。
 - (一) 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置
 - (二) 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置
 - (三) 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置
- 3 この政令は、公布の日から施行することとした。

政 令

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年三月十三日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(特定非常災害の指定)

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定し、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条までに規定する措置を指定する。

(延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三十一日とする。

(免責期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする。

(法第五条第一項の政令で定める日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 直人

総務大臣 片山 善博

法務大臣 江田 五月

第五十六條第三号中「第十七条の十七第二項」を「第十七条の十七第三項」に改める。
 第五十七條第五号中「第十七条の十七第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。
 第五十八條第十四号中「又は第五項」を「若しくは第五項、又は同条第五項の規定による質問に対し陳述をせず若しくは陳述の陳述をした」に改める。

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から起算して、六月を超えない範囲内において政令で定める日。
 二 第一条中船員法第百十七条の二及び第百十七条の三の改正規定（前号に掲げる部分を除く）、同法第百十八条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第百二十条及び第百二十一條の改正規定並びに附則第三条の規定、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日。
 三 船員法の改正に伴う経過措置（略）

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から起算して、六月を超えない範囲内において政令で定める日。
 二 第一条中船員法第百十七条の二及び第百十七条の三の改正規定（前号に掲げる部分を除く）、同法第百十八条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第百二十条及び第百二十一條の改正規定並びに附則第三条の規定、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日。
 三 船員法の改正に伴う経過措置（略）

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から起算して、六月を超えない範囲内において政令で定める日。
 二 第一条中船員法第百十七条の二及び第百十七条の三の改正規定（前号に掲げる部分を除く）、同法第百十八条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第百二十条及び第百二十一條の改正規定並びに附則第三条の規定、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日。
 三 船員法の改正に伴う経過措置（略）

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から起算して、六月を超えない範囲内において政令で定める日。
 二 第一条中船員法第百十七条の二及び第百十七条の三の改正規定（前号に掲げる部分を除く）、同法第百十八条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第百二十条及び第百二十一條の改正規定並びに附則第三条の規定、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日。
 三 船員法の改正に伴う経過措置（略）

六十九 船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に関する法律（昭和六十一年法律第百二十号）を附則第二号の七の次に次の二号を加える。
 二十四の八 外国船舶に立ち入り、船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に関し乗組員に質問をし、及び必要な処分をすること。
 第四十條第一項第四十二号を次のように改める。
 四十二 船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に関すること。

運輸大臣 亀井 謙之
 内閣総理大臣 橋本 龍太郎

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等に関する特別措置に関する法律をここに公布する。
 平成八年六月十四日
 内閣総理大臣 橋本龍太郎

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から起算して、六月を超えない範囲内において政令で定める日。
 二 第一条中船員法第百十七条の二及び第百十七条の三の改正規定（前号に掲げる部分を除く）、同法第百十八条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第百二十条及び第百二十一條の改正規定並びに附則第三条の規定、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日。
 三 船員法の改正に伴う経過措置（略）

する限りに関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることとが特に必要と認められるものが発生した場合に、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。
 2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要があるときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。
 （行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）
 第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは同法第十四条第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（以下第三條第二項に規定する国の行政機関をいう。）以下第三條第二項の（当該国の行政機関）同法第三條第二項に規定する委員会である場合においては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があるとき、これを延長し、又は延長期間を定め、六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を延長して、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

（法令に基づき権利の利益を付与する処分）
 二 法令に基づき権利の利益を付与する処分その他の行為を当該権利に係る措置に資する行政機関（国の行政機関及びこれに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するものとする。

（免責期間）
 二 免責期間が定められた場合において、免責期間が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定権利が免責期間が到来する日までに履行されたときは、当該特定権利が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の権利となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行つものとする。
 3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行つたものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。
 4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の権利となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を延長して、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。
 5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置については他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（期間内に履行されなかった義務に係る免責期間に関する措置）
 第四條 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを免する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行について、免責に係る期間（以下「免責期間」という。）を定めることができる。

（免責期間）
 二 免責期間が定められた場合において、免責期間が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定権利が免責期間が到来する日までに履行されたときは、当該特定権利が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期間が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期間が到来する日の翌日以後に於いても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の課税となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合において他の法令に罰則の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産宣告の特例に関する措置)

第五條 特定非常災害によりその財産をもって債務を充たすことができなくなった法人に対しては、第二條第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するもの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産の宣告をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産の申立てがあった場合において、前項の規定によりその法人に対して破産の宣告をすることができないときは、破産の宣告を確保する決定をしなければならぬ。

3 裁判所は、前項の規定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の規定をすべき第一項に規定する事情について変更があったときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 民法(明治二十九法律第八十九号)第七十条第二項(他の法律において準用する場合を含む。)の規定は、特定非常災害発生日から第一項に規定する政令で定める日までの間、同項本文の法入については適用しない。

(民事調停法による調停の申立ての手続料の特例に関する措置)

第六條 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常

災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第三條第一項の規定にかかわらず、その申立ての平裁判料を納めることを要しない。

(建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第七條 建築基準法第三十二号の特定行政庁は、同法第八十五條第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に足らざるに足りる適當な住宅が不足するため同条第三項後段に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供する必要があると認めるときは、同項後段に規定する期間を延長し、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項後段の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了したときにおいて、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める災害について適用する。

一 第二條及び第七條の規定 平成七年一月一日以後に発生した災害

二 第三條から第六條までの規定 平成八年四月一日以後に発生した災害

(国土庁設置法の一部改正)

2 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)の施行に関する事務を処理すること。

第七條第一項中「第四條第二十四号」を「第七條第二十五号」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

3 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第四十五号中「及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)」を「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)及び特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)」に改める。

内閣総理大臣 橋本龍太郎
法務大臣 基尾 立子
建設大臣 中尾 栄一

政 令

公正取引委員会事務局長組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

平 成 八 年 六 月 十 四 日
内閣総理大臣 橋本龍太郎
公正取引委員会事務局長組織令の一部を改正する政令
公正取引委員会事務局長組織令(昭和二十七年政令第三百七十三号)の一部を次のように改正する。

署名を次のように改める。

公正取引委員会事務局長組織令(第十四条中「部」を「局」に、「経済部」(第十四条第十九条)を「経済取引局」(第十四条第二十四条)に、「第三款 取引部」(第二十五条第二十三号)を「第三款 審査部」(第二十五条第二十三号)を「第三款 審査局」(第二十五条第二十三号)に改める。

「第一節 官務及び部の設置等」を「第一節 官務及び局の設置等」に改める。

第一條を次のように改める。

(官務、局及び部の設置)

第一條 公正取引委員会の事務総局に、官務及び次の二局を置く。

一 経済取引局

二 審査局

経済取引局に取引部を、審査局に特別審査部を置く。

第二條第一項中「四人」を「二人」に改め、同条第二項中「事務局長」を「事務総長」に、「事務局」を「事務総局」に改める。

第三條第二項中「事務局長」を「事務総長」に、「事務局」を「事務総局」に改める。

第五條第一号中「局内事務」を「事務総局の事務」に改め、同条第四号中「審判の事務」の下に「(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)以下「独占禁止法」といふ。)第五十一條の規定により、公正取引委員会が審判を行わせることとした事務を除く。第十條第十二号において同じ。」を加え、同条第六号中「その他部」を「審査部」に掲げるものほか、事務総局の所掌事務で他の所掌」に改める。

第六條(見出しを含む)中「経済部」を「経済取引局」に改め、同条第三号を第五号とし、同条第二号中「課長」の下に「並びに副出、報告及び通知の受理」を加え、同号を同条第四号とし、同条第一号を同条第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

一 独占禁止政策に関する基本的事項の企画に関すること。

二 国会に対する意見の提出に関すること。

六 公正取引取引方法の指定に関すること。

七 再販売価格に関する商品の指定に関すること。

八 下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第百二十号)の施行に関すること。

九 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十一年法律第百三十四号)の施行に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

<参 考>

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法第4条に係る企業年金等関係法令等

厚生年金保険法

条文	義務内容	期日等
第116条 ・厚生年金基金 令第3条、第4 条、第42条	厚生年金基金の公告	(設立の場合) 4週間以内 (変更の場合) 2週間以内 (解散の場合) 2週間以内
第117条第5項	代議員会の招集	招集の請求があった日から20日 以内
第126条第2項	同時に二以上の基金の設立事 業所に使用される者の選択	10日以内
第147条の3第 1項	清算人の債権の申出の催告	清算人の就職の日から2箇月以内
第161条第1項 ・第182条第3 項	企業年金連合会の解散基金か らの責任準備金相当額の徴収	催促状に指定する期限
第174条(第98 条第4項の準 用)	年金たる給付又は一時金たる 給付の受給権を有する者の死 亡届出	10日以内
第177条 ・厚生年金基金 規則第56条第1 項、第2項	報告書の提出	(業務報告書) 毎年3月、6月、9 月、12月の翌月15日まで (運用報告書) 翌事業年度5月15 日まで
厚生年金基金令 第38条	予算の届出	事業年度開始前

確定給付企業年金法

条文	義務内容	期日等
第 15 条 ・ 確定給付企業年金法施行令第 8 条、9 条、58 条	企業年金基金の公告	(設立の場合) 4 週間以内 (変更の場合) 2 週間以内 (解散の場合) 2 週間以内
第 86 条	規約型企業年金の規約の失効	30 日以内
第 89 条の 3	清算人の債権の申出の催告等	清算人の就職の日から 2 月以内
第 99 条	受給権者の死亡届出	30 日以内
第 100 条第 1 項	報告書の提出	毎事業年度終了後 4 月以内
確定給付企業年金法施行令第 12 条第 1 項	代議員会の招集	招集の請求のあった日から 20 日以内

確定拠出年金法

条文	義務内容	期日等
第 13 条第 2 項	同時に二以上の企業型年金加入資格を有する者の選択	10 日以内
第 16 条第 1 項 ・ 確定拠出年金法施行規則第 11 条	企業型年金加入者の氏名及び住所その他の事項の通知	5 日以内
第 21 条第 1 項	企業型年金を実施する事業主の掛金の納付	翌月末日まで
第 47 条	企業型年金の規約の失効	30 日以内

第 50 条 ・ 確定拠出年金 法施行規則第 27 条	事業主の業務報告書の提出	毎事業年度終了後 3 月以内
第 80 条第 3 項、 第 81 条第 3 項、 第 82 条第 2 項、 第 83 条第 2 項 ・ 確定拠出年金 法施行令第 45 条の 2	個人別管理資産の移換	当該企業型年金が終了した日が属 する月の翌月から起算して 6 月以 内
第 92 条第 1 項	運営管理機関の登録事項の変 更の届出	2 週間以内
第 93 条	運営管理機関の廃業等の届出	30 日以内
第 102 条 ・ 確定拠出年金 運営管理機関に 対する命令第 12 条	運営管理機関の業務報告書の 提出	毎事業年度終了後 3 月以内
第 113 条第 1 項	個人型年金加入者又は受給権 者の死亡届出	10 日以内

国民年金法

条文	義務内容	期日等
第 121 条 ・ 国民年金基金 令第 6 条、7 条、 36 条	国民年金基金の公告	(設立の場合) 4 週間以内 (変更の場合) 2 週間以内 (解散の場合) 2 週間以内
第 122 条第 6 項	代議員会の招集	招集の請求があった日から 20 日 以内

第 127 条の 2 ・ 国民年金基金 規則第 8 条第 1 項、第 10 条、第 11 条	加入員の資格の取得・喪失・種 別・氏名・住所の変更	14 日以内
第 137 条の 2 の 2 第 1 項	清算人の債権の申出の催告	清算人の就職の日の 2 箇月以内
第 137 条の 10 第 6 項	評議員会の招集	招集の請求があった日から 20 日 以内
第 138 条(第 105 条第 4 項の準 用) ・ 国民年金基金 規則第 9 条、第 20 条第 1 項	加入員及び基金又は連合会が 支給する年金又は一時金の受 給権者の死亡届出	14 日以内
第 140 条 ・ 国民年金基金 規則第 44 条第 1 項、第 2 項	基金の報告書の提出	(業務報告書) 毎年 3 月、6 月、9 月、12 月の翌月 15 日まで (運用報告書) 翌事業年度 5 月 15 日まで
国民年金基金令 第 27 条 ・ 国民年金基金 及び国民年金基 金連合会の財務 及び会計に關す る省令第 8 条	予算の認可	事業年度開始の 1 月前